

和光大学ハラスメント委員会主催講演会 講演要旨

2006年10月18日(水)13時～ J棟301教室

テーマ 「ハラスメントって、なに？」

講師 丹羽雅代氏(和光大学ハラスメント委員会外部委員)

丹羽雅代氏 講演要旨

1. 「セクシュアル・ハラスメント」という用語の起源

この言葉は、1970年代のアメリカのウーマンリブ運動の中でつくられた。その少し前に、「人種差別に基づく脅かし、脅迫」を指す用語として、「レイシャル・ハラスメント」という用語が作られたのに倣って、造語された。

日本で、この用語が定着した背景には、1985年の女性差別撤廃条約批准があった。条約批准のために必要とされた国籍法改正、家庭科教育の男女共習必修化、男女雇用機会均等法制定という条件をクリアしての批准であった。特に、雇用の場での性差別の撤廃を打ち出した男女雇用機会均等法は、セクシュアル・ハラスメントの問題化と密接に関連している。

2. セクシュアル・ハラスメントが性差別であることを周知させた、3件の裁判事例

「セクシュアル・ハラスメント」という言葉は、1989年の流行語大賞となったが、この賞を受け取った女性は、西船橋事件の当事者。電車を待つホームで、酔っ払いにからまれ、相手を押したところ、相手が線路に落ちて死亡。この女性は、当初は加害者として逮捕されたが、最終的に無罪となった。

「セクシュアル・ハラスメント裁判第1号」といわれる福岡事件。福岡の小出版社で、編集長から「性的にふしだら」等の噂を流され、会社を辞めざるを得なくなった女性が、裁判に訴え、「公序良俗」違反で、勝訴。

大学を舞台にして起きたセクシュアル・ハラスメントを提訴した実験助手のケース。学会出張中に教授からセクシュアル・ハラスメントを受け、大学に訴えたが解決できず、7年間の裁判で勝訴。

3. セクシュアル・ハラスメント被害者の対応の多様性と、深刻さ

このケースで、第1審は女性が敗訴した。「被害者というものは、もし加害されそうになったら、抗議したり、全力で抵抗したり、逃げ出したり、助けを求めたり、警察に訴えたりするはずだ」との思い込みを、裁判官も周囲の人々も持っていた。だが、被害者は、「仕事をやめるわけにはいかない」「大声を上げたら恥をかくのではないか」等々を考え、対応は一樣ではない。そのことが認識され、高裁で全面勝訴した。

勝訴はしたが、彼女の7年間は取り戻せない。この事件によって、「自分の安全を自分で守れなかったことで、自分に対しての信頼」が奪われ、社会的評価や人間関係という意味で「社会」を奪われ、実験助手として良い仕事をした等の希望を持っていた「未来」を奪われた。

すなわち、セクシュアル・ハラスメントは、単に性的ないたずらといった事柄にはとどまらず、被害者の生活と人生全体に深刻な影響を及ぼすものである。

4. 改正男女雇用機会均等法(1997年)で、セクシュアル・ハラスメントは雇用主の責任に

均等法改正以後、被害を受けた人の問題から、「被害の発生する場」の責任問題へと、視点が大きく変化し、各職場や学校で、ガイドライン、相談窓口設置等の措置が普及。

セクシュアル・ハラスメントは、被害を受けた人の問題ではなく、加害者の個人的責任の問題だけでなく、加害を許してしまう場の構成員全体の問題でもある。

5. 大学という場の問題

スポーツ、宗教、大学は、それぞれ「神聖」な場で、性的な問題など発生するはずがないと思われがちだが、実はそうではない。指導する側と指導される側といった力関係の立場性が明確にあり、それは乱用されることがないとの神話がある。だからかえて、これらの場では、セクシュアル・ハラスメントの問題が解決されにくい。

これを乗り越えるためには、各自がどのようにして立場性を超えてよい関係をつくっていくのかということ意識化していく必要。誰かから、ハラスメントについての相談を受けたら、まずはその人が言っていることを信じ、その人にとっての真実に耳を傾けることが出発点。

大学生は、学内だけでなく、アルバイト先、インターンシップ先、教育実習先等でも被害に遭遇する可能性がある。被害があってはいけないけれど、絶対に起きないわけではない。その場合に、解決能力を持てる場を作り出すために、構成員それぞれが自覚的になる必要がある。

以上